

事務連絡

平成31年(2019年)2月7日

業界団体代表者 様

札幌市財政局長

中垣内 隆久

札幌市建設工事請負契約約款第25条第6項に係る事務手続の変更について

厳冬の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本市建設行政に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、技能労働者の適切な賃金水準が確保されるよう、公共工事設計労務単価(以下「労務単価」という。)が上昇した際は、札幌市建設工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金額の変更(以下「インフレスライド」という。)等により対応させていただいております。

この度、受発注者双方の負担軽減を図るという観点から、インフレスライドの事務手続を変更いたしました。

平成31年1月23日以降の労務単価の改定によりインフレスライドを実施する工事(市長部局発注工事)から適用となりますので、変更後の取扱いについて別添のとおりお知らせいたします。

なお、別添の資料につきましては、入札参加者に対しても郵送で送付しております。御不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせください。

【担当】財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 011-211-2442

インフレスライドの事務手続の変更について

約款第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更（インフレスライド）について、事務手続が変更になりましたので、お知らせします。

※本通知は、インフレスライドの対象工事を受注されていない入札参加者にも送付しております。インフレスライドの概要については、別紙をご確認ください。

※本通知は、インフレスライドの事務手続の変更についてお知らせするものであり、労務単価の改定等をお知らせするものではありません。

事務手続の変更点

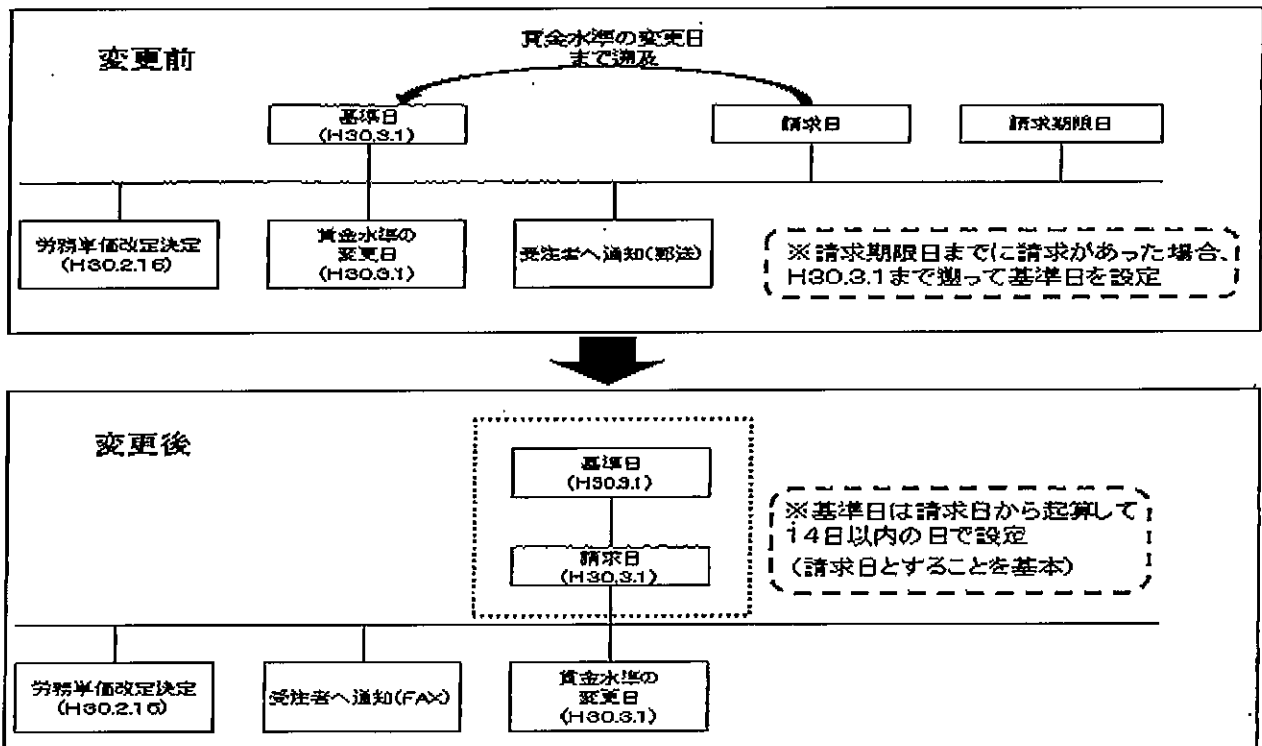
①通知文の送付方法について

これまで、労務単価の改定があった際は、札幌市からインフレスライドの対象工事の受注者に対して、請求の方法等を記載した通知文を「郵送」で送付していましたが、速やかな周知を図るため「FAX」で送付します。

②基準日の取扱いについて

これまで、請求期限日までに請求があった場合、基準日（残工事量算出の基準となる日）を賃金水準の変更日まで遡及して設定していましたが、**基準日は請求日から起算して14日以内の日で設定します（請求日とすることを基本）。**

平成30年3月改定時の日程を参考に作成



■適用年月日 平成31年1月23日以降の労務単価の改定によりインフレスライドを実施する工事（市長部局発注工事）から適用

■お問い合わせ先：札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 011-211-2442

インフレスライドの概要について

1 インフレスライドとは

労務単価の上昇等により、札幌市建設工事請負契約約款第25条第6項に基づき請負代金額を変更すること。

約款第25条第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

2 インフレスライドの対象工事

残工期^{*1}が基準日^{*2}から2月以上ある工事

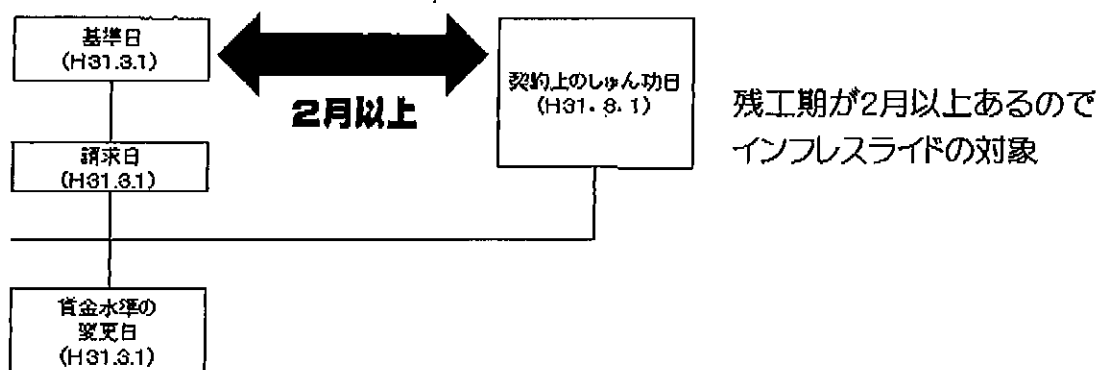
※1 基準日以降の工事期間

※2 請求があった日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日^{*3}とすることを基本

※3 スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

例) 工期が平成30年4月1日から平成31年8月1日までの工事

※平成31年3月1日に労務単価が改定、同日付けで請求したと仮定



3 スライド額算定式

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \text{ (但し } P2 > P1 \text{)}$$

S : 増額スライド額

P1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2 : 変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額